

平成22年度
第1回
東京都森林審議会議事録
(平成22年12月21日)

東京都森林審議会事務局

〔 東京都産業労働局
農林水産部森林課 〕

(午後 2 時 5 8 分 開会)

○事務局 大変長らくお待たせいたしました。定刻より若干早い時間となっておりますけれども、ただいまから平成 22 年度第 1 回東京都森林審議会を開催します。

私は、本審議会の進行役を務めさせていただきます農林水産部森林課の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、審議会委員総数 14 名中、その過半数を超える 11 名の委員が出席しておられますので、東京都森林審議会運営要領第 4 の第 1 項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、お手元に配付してございます資料についてご案内させていただきます。

2 部ございますけれども、「平成 21 年度第 1 回東京都森林審議会会議次第」という冊子でございます。次に、ページをめくりますと、資料等ということでご案内させていただいておりますけれども、表紙の「会議次第」、そして次のページ、めくりまして「東京都森林審議会委員名簿」ということでございます。

會田委員におかれましては、本日、都合により出席できないということで、欠席になっております。

次のページが「座席表」になります。

次のページから、第 1 号議案「多摩地域森林計画の(案)」ということで別冊の資料になってございます。

資料 1 ですけれども、諮問文の写しでございます。

資料 2 については、意見書の照会の結果ということです。

資料 3 につきましては、森林計画の体系ということでまとめてございます。

資料 4 につきましては、審査表ということです。

資料 5、従前の計画等と主な数量の対比ということで、1、2、3 とつけてございます。

資料 6 につきましては、天然更新完了の判断基準でございます。

4 ページ、5 ページ、6 ページまでが資料 7-1 ということで、第 1 号議案に関する質問及び回答ということです。それと、別表ということで資料 7-2 になります。

最後に、その他の報告資料ということで、最終の取りまとめ骨子ということでございます。

以上、資料の説明を終わりました。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長から、ご挨拶申し上げます。

○保坂農林水産部長 農林水産部長の保坂でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様、年末にもかかわらず、大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

森林の機能でございますけれども、委員の先生方は、もう既にご案内のとおりでございます、木材の供給だけではなくて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収、貯蔵、それから水源のかん養、こういった多目的、多面的な機能を持った、かけがえのない都民の共有財産ということでございます。

しかしながら、木材の輸入の自由化などの影響によりまして林業が衰退しておりまして、多摩の森林の多くは長年にわたり放置され、荒廃が危惧されているところでございます。

このような状況の中で、東京都では平成21年3月に森づくり推進プランを改定いたしまして、森林の整備と林業振興について、四つの基本軸を設定いたしました。豊かな都民生活に貢献する森林づくりを、こうした観点から進めているところでございます。

四つの基本軸を簡単にご案内させていただきますと、まず、第1の基本軸では、二酸化炭素の吸収などの多面的機能を高める森林の整備を掲げておりまして、花粉発生源対策、それから奥山の針広混交林化に取り組んでいます。

第2の基本軸では、森林整備と木材供給を促進するといったことで森林の再生を掲げまして、施業の集約化、林道の基盤整備、こういった促進に取り組んでいるところでございます。

第3の基本軸でございますけれども、多摩産材の利用拡大について掲げておりまして、公共及び民間での多摩産材の利用拡大に取り組んでいるところでございます。

最後、第4の基本軸でございますけれども、都民や企業等が森林整備や木材利用に参画する仕組みを掲げておりまして、企業の森、こういった参加の拡大などについて取り組んでいるところでございます。

こうした四つの基本軸を設定いたしまして、多摩の森林整備と林業振興に努めているといったところでございます。

今後とも多摩の森林を、次世代に健全な森林として引き継いでいけるよう、一層、多摩の森林整備、保全と林業振興を進めてまいりたい所存でございます。

なお、皆様既にご承知のとおりと存じますけれども、国のほうでも、11月に森林林業再生プランの具体的な施策の方向性について、最終取りまとめとして、森林、林業の再生に向けた改革の姿が発表されたところでございます。この中に森林計画制度の見直しも含まれておりまして、今後、法改正とあわせて地域森林計画の全国一斉変更が予定されていると言われております。

最後になりますが、本審議会は、5年ごとの地域森林計画の樹立に関する諮問が議題となっております。委員の皆様におかれましては、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、本日ご出席の委員の方々をご着席の順にご紹介させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。

向かって右側から、新委員の安藤委員でございます。

- 安藤委員 安藤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 井上委員でございます。
- 井上委員 井上です。よろしくお願ひします。
- 事務局 新委員の大橋委員でございます。
- 大橋委員 大橋でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 事務局 吉条委員でございます。
- 吉条委員 吉条でございます。よろしく。
- 事務局 久保田委員でございます。
- 久保田委員 久保田です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 小峰委員でございます。
- 小峰委員 小峰でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 坂本委員でございます。
- 坂本委員 坂本です。よろしくお願ひします。
- 事務局 新委員の鈴木委員でございます。
- 鈴木委員 鈴木雅一と申します。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 竹内委員でございます。
- 竹内委員 竹内です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 新委員の土屋委員でございます。
- 土屋委員 土屋です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 羽生委員でございます。
- 羽生委員 羽生でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 なお、本日、會田委員、石野田委員、河村委員は都合により欠席となっております。

引き続きまして、都の幹部職員を紹介させていただきます。座席表をご覧ください。

保坂農林水産部長でございます。

- 保坂農林水産部長 保坂でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局 植竹森林課長でございます。
- 植竹森林課長 植竹でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 池野谷花粉症対策担当課長でございます。
- 池野谷花粉症対策担当課長 池谷野と申します。よろしくお願ひします。
- 事務局 岡田森林事務所長でございます。
- 岡田森林事務所長 岡田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 それでは、これから議事に移らせていただきたいと思います。

本日は、新委員の選任後、初めての審議会でございます。

まず最初に会長を選出していただくわけですが、会長が選出するまでの間、しばらく私が議事の進行役を務めさせていただきたいと存じます。皆様のご協力をお願

いたします。

会長の選出は、本審議会運営要領第2の第2項の規定によりまして、委員の互選ということになっております。いかが取り計らいましょうか。

小峰委員。

○小峰委員 大変恐縮ですけれども、学識経験者から、鈴木雅一委員にお願いしたらどうかと思うんですけど、ご提案をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局 ただいま、小峰委員から、鈴木委員にお願いしたらどうかということでございますけれども、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局 ありがとうございます。

皆様のご賛同をいただきましたので、鈴木委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、会長が選出されましたので、その後の議事は鈴木会長をお願いしたいと思います。

それでは、会長席へ移動をお願いいたします。

(鈴木会長、席を移動)

○鈴木会長 それでは、ただいま皆さんに選んでいただきました鈴木でございます。

私は、東京大学の森林科学専攻というところで、研究しているテーマは、森林と水循環の係わりとか、どちらかというとも森林の環境保全機能、多面的機能ということ、それから、山地での土砂災害防止という類のことを主に研究してまいりました。

不慣れな役でございますが、務めたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、この本審議が滞りなく円滑に進みますよう、皆様のご協力をお願いしたいというところでございます。

それでは、まず、審議会運営要領第5の第2項の規定に基づき、議事録署名委員というのを指名するということがございます。

私から、小峰委員、羽生委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(了承の声)

○鈴木会長 それでは、議事録ができました折の、議事録の確認をよろしくをお願いいたします。

それでは、本題ということで諮問事項の審議に入らせていただきます。

それでは、諮問文につきまして、事務局よりご紹介をお願いいたします。

○植竹森林課長 それでは、植竹でございます。

諮問文を朗読させていただきます。

22産労農森第606号、東京都森林審議会。

下記事項について、森林法（昭和26年法律第249号）第6条第3項の規定に基づき貴会の意見を求めます。

平成22年12月2日。

東京都知事石原慎太郎。

記、地域森林計画の樹立について。

別添多摩地域森林計画（案）のとおり

（計画期間：平成23年4月1日～平成33年3月31日）

でございます。

○鈴木会長 それでは、本会がこのような意見を求められていて、それに対する審議をするということでございます。

それでは、諮問内容について事務局からご説明をお願いいたします。

○植竹森林課長 森林課長の植竹です。説明が少し長くなりますので、座らせて説明させていただきます。

○鈴木会長 どうぞ。

○植竹森林課長 今回は5年に1度の樹立でございます。森林法第5条第1項の規定に基づく、5年ごとに計画を立てる時期に該当しております。計画期間は平成23年4月1日～平成33年3月31日までの10年計画でございます。

恐れ入りますが、会議次第の5枚目に資料2がございます。それをご覧いただきたいと思っております。「縦覧及び関係機関への意見照会の結果」ということでございます。

地域森林計画の樹立には森林法第6条第1項で30日間の縦覧。縦覧期間満了後、同3項で森林審議会及び関係市町村長ならびに関係森林管理局長の意見を聴かなければなりません。この表にあるとおり、いずれの意見も、なしということでございます。

続きまして、地域森林計画制度につきまして簡単に説明いたします。次の資料3をお開きください。

赤い枠が、今ご審議いただいております地域森林計画でございます。その上に農林水産大臣、全国森林計画というのがございます。農林水産大臣が定めた全国森林計画に即しまして、森林施業の基本的事項等に関する計画を樹立するものでございます。

この全国森林計画は、農林水産大臣が5年ごとに、15年を1期とする計画で、現計画は平成21年4月1日～平成36年3月31日までとなっております。

全国森林計画は、全国を44の広域流域に分けて、それぞれ広域流域ごとに伐採立木材積や造林面積などを定めております。

多摩地域森林計画は、利根川広域流域に含まれております。その計画数量を達成するために数量の割り当てがございます。いわゆるトップダウンの計画でございます。このため、計画そのものが地域にそぐわないという面もございますけれども、先ほど部長のご挨拶にもありましたけど森林法が来年改正の予定でございます。それに伴いまして、計画制度そのものも大きく変更されるという状況がありまして、来年、もう一度、この審議会を開催することを考えております。

そういったトップダウンの計画でございますので、多摩地域森林計画（案）を策定する際には、伐採立木材積とか造林面積などの重要な5項目は、国の割り当て等がござい

ますけれども、それが下りてきて、その2割を超える場合は国の協議が必要になります。

ただ、その理由は相当なものがあるということでございますので、なかなか、そう簡単にはいかないというのが現状でございます。

この計画数量の根拠につきましては後ほど説明いたしますが、いずれの計画も2割以内となっております、協議は不要ということになっております。

続きまして、計画書（案）をご覧ください。下にページがふってありますけど、1ページ、多摩地域森林計画（案）でございます。Iが計画の大綱。それから9ページをご覧くださいと思います。IIが計画事項ということで、具体的な計画の数字が書かれています。

まず、大綱について説明いたします。時間の関係がありますので、前回の計画との主な変更点、また、委員の皆様からの質問や意見を反映した部分について説明します。

1枚めくっていただいて、本文3ページをご覧くださいと思います。

まず、1の自然的、社会経済的背景と森林計画の位置づけでございます。

その下、(2)自然条件のところの二つ目のセンテンス、「西部山地の地質」というところがございまして、その下に「古生層」というのがあります。前は、括弧の中が「古生代」ということですが、新しい関係資料では、「中・古生代」ということで、ここに「中」を入れさせていただいております。

続きまして、自然条件の二つ目のセンテンスで、土壌とか、いろいろ書いておりますけど、この中では、気温の変化とか、年間降水量が100ミリ増加したということでございます。1,600ミリということになっておりますけれども、前回の計画では1,500ミリということで、その辺の変更点をここに加えさせていただきました。

続きまして、次の4ページをご覧くださいと思います。

上は社会的・経済的背景でございますけれども、二つ目のセンテンスから、いろいろと情報がございまして、この中で、人口の増加とか都の行政計画、ここに書いてあります「10年後の東京」とか、下から3行目でございますけれども、「平成21年2月に多摩振興プロジェクト策定」など、東京都の新しい行政計画をここに追加しております。

続きまして、その下の(4)森林及び林業の現状でございます。下から9行目の真ん中に、「多くが木材として利用可能な50年生前後であり、20年生以下の若い森林が極端に少なく、偏った林齢構成となっている」という、こういう現状の課題をつけ加えさせていただきました。

続きまして、5ページ上から4行目。ここはシカのこと書いておりますけど、4行目の右、「現在では新たな裸地化は見られないところである。しかし、いまだに生息数が多いことから、今後も引き続きシカ保護管理計画に基づく頭数調整等の対策を行う必要がある」。前は、「非常に激甚な被害がある」ということだったんですけど、現状を見ますと頭数そのものは余り減っていないわけなんですけど、密度が大分減りまして、激甚な被害はないという状況を勘案しまして、あと、ここに書いてあるシカ保護管理計

画の内容等も勘案しながら、こういった表現になっております。これは河村委員の質問・意見にもありまして、それを反映した変更になっております。

続きまして、5ページのその下、2の計画に当たっての基本的な事項の4行目でございます。「さらに、森林は二酸化炭素の吸収・貯蔵庫として地球温暖化防止という重要な役割を果たしており、京都議定書目標達成に向けた間伐等の森林整備の着実な実施等を推進する必要がある」ということで、今日的な問題でございますので、これも大橋委員の意見・質問の中にありましたもので、その意見を反映した内容になっております。

一番下段の、立木竹の伐採に関する事項でございます。次の表をご覧くださいと思います。ここは基本計画でございます、面積の計が入っておりませんが、合計しますと人工林、天然林で5万1,022ヘクタール。蓄積が1,199万1,000立方米。成長量が15万8,000立方米ということになっております。

前回の計画と比較しますと、面積について110ヘクタールの減、蓄積は69万立方の増、成長量は、林分が高齢化に伴いまして2万2,000立方メートルの減少ということでございます。

なお、この面積は無立木地、いわゆる木の生えていないところは除外しておりますので、後ほど説明いたします計画区域面積より若干少なくなっております。

続きまして、その下の(7)でございます。林道の開設及びその他林産物の搬出に関する事項でございます、既設林道の変更をしております、従来の実績が316キロでございますが、その後増えまして、328キロになって、それを表示しております。前回に比べまして12キロメートルの増でございます。

その下、(8)森林施業の合理化に関する事項の下から2番目でございます。

「さらに、」の次に括弧で記載しておりますけれども、「公共建築物における木材利用促進法」が本年10月1日から施行に伴いまして、多摩産材の利用拡大につながるということで、その旨を追加しております。これも大橋委員の意見を反映したものでございます。

その下の森林の土地の保全に関する事項でございます。恐れ入りますが、この計画書の50ページをお開きいただきたいと思います。(森林計画図を提示し説明)これが具体的な林班というものでございます。森林計画というのは、この基本計画と、この基本図は5,000分の1でございます。その中で「29」とか振ってありますけれども、あれが林班ということでございます。大体30ヘクタールから50ヘクタールぐらいの面積を示しております。

こういった林班を、具体的に奥多摩町は何林班と示して、そういったところを指定しているということございまして、ここに書いてありますが、「水源かん養保安林」、「土砂流出防備保安林」、「土砂崩壊防備保安林」、「落石防止保安林」などの保安林と、建設局が担当しています「砂防指定地」は、すべて該当しています。ここにそれを記載してございます。

面積は、前回と比べると7, 925ヘクタール増加しておりまして、この面積が増加したのは、集計の方法が変わりまして、今回からは、例えば、重複して水源かん養保安林と土砂防備保安林がある場合は、それぞれカウントするという事で増えたものでございます。

続きまして、その次、9ページ以降のⅡの計画事項についてご説明させていただきます。

11ページ以降が計画事項でございますが、まず、前計画と文章的に変わった主な部分を説明させていただきます。

基本的に、前の計画と大きく変わったのが、前の計画は文章の中に大きな表が結構入っていたんですけれども、それを別表ということで、表は後ろにまとめさせていただきます、少し読み易くしております。

それでは17ページの下段の一番下から二つ目のセンテンス、(3)その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項の下から5行でございます。「ニホンジカの増加抑制には一定の効果が得られる」ということございまして、先ほどのシカの被害状況を勘案いたしまして、こういった表現を追加しております。

続きまして、19ページをご覧いただきたいと思います。中ごろに(3)その他造林に関する必要な事項がございます。一つはシカ被害対策ということで、シカ被害の軽減に伴い内容を変更したということと、花粉症対策ということで、この二つが一緒の一つの文章になっていました。それを、まず二つに分けた。もう一つは、新たに一番の最後のウでございますけれども、天然更新完了の判断基準というものを新たに追加させていただきました。それを追加して、それぞれア、イ、ウという三つに分けて行ったものがございます。

恐れ入りますが39ページをご覧いただきたいと思います。別表5、天然更新完了の判断基準ということでございまして、天然更新を行うという計画が、果たして完了しているかどうかという判断基準を示せということです、21年からサンプル委託調査をやりまして、こういう表にさせていただきました。

左側が林況ということで、未立木地、ヤブ状の低木林、低木林、亜高木林というふうに四つの形態に分けまして、一番右が、未完了①、完了①、完了②、完了③ということで、完了①②③の区分につきましては、一番下に「完了①：土砂侵食の危険性が小。完了②：低木性の樹種による更新、完了。完了③：高木性・亜高木性の樹種による更新」ということで、例えば、未立木地は、そのまま「未完了」です。ヤブ状の低木林につきましては、右にいきまして、土壌浸食の痕跡等がある場合は上にいきまして「未完了」、ない場合は「完了①」という、こういったわかりやすいフローチャートをつくりまして、その判断をいたすことにしております。

続きまして、28ページをご覧いただきたいと思います。下から二つ目、ウというのがございまして、計画期間内において指定施業要件の整備を相当する森林の所在という

ことで、今まではこの1行しかなかったわけですが、具体的な指定施業要件の変更に伴いまして、どんなことをやるのかということ、ここで内容の説明文を追加したものでございます。

続きまして、資料4をご覧くださいと思います。資料4は、次第の4でございます。

これから、具体的な数字に基づいてご説明させていただきたいと思います。

資料4が地域森林計画に定める伐採立木材積等の同意に係る審査表でございます。一番左に、先ほど説明しました全国森林計画、その次に計画期間ということで、平成21年4月1日から36年3月。総数が決まっています、これを5年ごとに前期・中期・後期ということで三つに振り分けております。

私どもの、今度の地域森林計画については前期の途中から後期の途中までというところに入るわけでございます。ですから、ここの数字を、計算の式があるということで事務的にはそれに基づいてやるわけなんですけど、それによって多摩地域森林計画の数量というのが右から三つ目の枠でございますけれども、当該計画区の計画期間に対する同意の基礎数量(A)が出てきます。これが、いわゆる割当量でございます、伐採立木材積、造林面積、林道開設量、治山事業ということで、それぞれ割り振られております。

その右側は、これから多摩の地域森林計画の説明をしますけれども、計画数量でございます。伐採立木材積については880立方、造林面積については1,230ヘクタール、林道開設については47キロメートル、保安林面積については総数で1万4,615ヘクタールということで、私どもの計画に対する国の割当量を比率として表示したのが右でございます。

主伐については112.9、間伐については80.3、人工造林については103.4、天然更新については82.3、林道開設については100.9、保安林面積については総数で100、水源かん養の保安林、災害防備のための保安林、保健、風致の保存等のための保安林は、それぞれ100でございます。治山事業につきましては、治山事業の施行地区数が84ということで、一応クリアしているということになっております。

それでは、改めて計画書をご覧くださいと思います。11ページをご覧くださいと思います。

一番上、計画の対象とする森林の区域でございます。今回は総数が5万1,688.84ヘクタールでございます、市町村別にこういった内容になっております。

計画の区域につきましては、今回は平成17年度に編成されたものでございますけれども、その区域をもとに、その後の森林調査等の結果を反映したものでございます。

また、地域森林計画対象森林というのがございまして、それは「森林計画制度の運用について」、これは林野庁から来たものでございますけれども、それによりますと、0.3ヘクタール以下の点在する小規模森林、また市街化区域内の森林等については、それぞれ対象外とするということが示されております。今回の計画面積は、先ほど申しまし

たとおり5万1,689ヘクタールでございます。前回は5万1,801ヘクタールでございます。マイナス112ヘクタールでございます。減少の主なもの、林地開発という開発の制度がございますけれども、その完了した区域とか、小規模森林等を除外したためでございます。いずれも地元市町村との調整は行っております。

続きまして、計画事項における計画数量でございますけれども、本計画に当たっては、前回、平成17年度の計画から、平成18年12月、また21年4月に変更が行われております。今回の編成まで1年半という期間が短いため、基本的に大きな変更はございません。今回の計画では、新たな事項として、先ほど説明しました、伐採後の造林の方法が天然更新とする場合の指針が施行に加えております。

また、当該計画期間の目標とする計画数量は、国からの相当量に対して、これまでの実績及び今後の計画を踏まえた計画数量を設定したものでございます。

それでは、具体的に各個別についてご説明させていただきます。

まず、計画書の38ページの伐採立木材積と、あわせまして、先ほどご説明しました資料4をご覧くださいと思います。会議次第の資料4、国の割当数量が載っている資料でございます。

まず、主伐でございます。主伐材積については、国からの割当数量がここに書いてありますとおり24万8,000立方でございます。上から2段目でございます。この数量に対して、都では主伐のほとんどが花粉発生源の事業によるものがございますので、主伐事業の実施予定数、計画数量を想定して、28万立方と設定しました。計画では毎年100ヘクタールを伐採する予定でございます。大体1ヘクタール当たり平均で280立方。その10年分をここに記載しております。

前回の計画では28万4,000立方でありまして、比較は、その次のページ、資料5に、主伐、間伐と出てございますけれども、4,000立方の減となっております。

恐れ入りますけれども、資料4にお戻りください。間伐でございます。

間伐材積につきましては、この表にあるとおり、国からの割当数量は74万7,000立方でございます。都における間伐は、補助事業による間伐。これは私ども産業労働局でやっておりますけれども、森林再生事業、それから環境局によるもの。この二つの事業が主な、ほとんどのものがございます。数量はほぼ横ばい、ほとんど微減という傾向でございます。

こうした状況を踏まえて、年6万立方と想定しました。年間1,500ヘクタール程度の間伐が見込まれます。それに、1ヘクタール当たりの材積は40立方ということで試算した結果でございます。

資料5の前回計画との比較でございますけど、前回は73万8,000立方でございます。これは国の割当量そのものだったということでございます。

なお、これまでの東京都の間伐実績でございますけれども、多摩の人工林は、現在3万ヘクタールぐらいございます。19年までの資料でございますけれども、3分の2の

約2万ヘクタールを間伐しております。今後、年間1,500ヘクタールずつの間伐を、産業労働局、環境局で推進する予定でございますので、ご紹介させていただきました。

続きまして、造林面積でございます。人工造林面積につきましては、国からの割当量が967ヘクタールでございます。この数量に対しては、先ほどと同じでございますけれども、花粉発生源の主伐による人工林がほとんど占めているところでございます。その数量を想定いたしまして、100ヘクタールで10年間を掛けまして1,000ヘクタールということにしております。

前回の計画は1,158ヘクタール。資料5でございますけれども、花粉発生源対策の主伐量と色彩豊かな森事業の予定数量から出した数字でございます。

続きまして、天然更新でございます。その下でございます。国の割当数量は279.4ヘクタールとなっております。都における天然更新の実績でございますが、年間に数ヘクタールという程度しかございません。この実績を考慮すると、当該計画期間における天然更新の面積は、国からの割当量を大きく下回ってしまうことになっております。そのため、当該計画期間における天然更新の目標数量は、国からの割当数量を約2割減とした230ヘクタールと設定いたしました。

続きまして、次に林道開設量でございます。国からの割当量は46.6キロでございます。今回の計画予定数量につきましては、最近の林道開設状況から、年間約5キロメートル程度を見込むことができるということで、当該計画期間におけます林道開設する目標数量は47キロといたしました。

続きまして、その下、保安林面積でございます。上から、水源のかん養のための保安林、災害防備のための保安林、保健、風致の保存等のための保安林となっておりますが、いずれも東京都における実績は数ヘクタールから2桁代ということになっております。

そのため、ここの数字におきました当計画数量につきましては、多少ここで増減を図ったとしても、それほど意味がないということで、国の割当数量をそのまま計画に載せております。

続きまして、その下の治山事業施行数でございます。この治山事業の施行地区数につきましては、国の割り当てが69地区となっております。この数量に対しまして、都における復旧治山事業及び予防治山事業の予定箇所から数量を算出しますと、58カ所ということになっております。ちなみに、前計画は63地区でございました。

これで、大変雑駁でございますけど、Ⅱの計画事項の説明を終わらせていただきます。

続きまして、委員の皆様から質問が来ておりますので、それにお答えさせていただきます。次第の資料7をご覧くださいと思います。

まず最初に小峰委員でございます。

「森林・林業再生プランにより森林法の改正が予測され、森林・林業基本計画と全国森林計画の一体的策定が予測される中で、都の森林計画をここで策定する趣旨が不明である。森林・林業再生プランの内容からすると、来年度には本計画の大幅な見直しをし

なければならぬのではないのでしょうか」という質問でございます。これも、先ほど部長からのご挨拶の中でも申し上げました。

そういうことは非常に現実味がありますので、来年度には、多分、森林法の改正に伴って地域森林計画の全国一斉変更があるのではないかと考えております。それに伴いまして、本計画についても変更する見込みでございます。

なお、伊豆諸島の地域森林計画は来年度も樹立しますので、多分、変更とあわせて樹立していきたいと考えております。

続きまして、きょうはご欠席しております河村委員でございます。

「森林は、シカの生息数の増加に伴う食害により山肌が崩壊し、裸地化するなど甚大な被害が発生したため、被害跡地の復旧造林事業を実施してきた。

現在、裸地化された森林については、草木が茂り崩壊等土砂浸食がなくなりつつあり、森林の再生が進んでいるところである。

ところが、森林全体を見回すとシカやクマが木の表面の皮を剥がして立ち枯れする被害も少なからずある。

今後も東京都シカ保護管理計画に基づき、適正な生息数になるよう、駆除の実施が必要である。

森林は、地球温暖化の防止や林産物の生産・水源涵養、レジャーなど憩いの場として大きな役割を担っているが、林業経営の安定化と健全な森林を育成するためには、木材を搬出する路網の整備や簡単な搬出方法の研究などを積極的に推進する必要がある」。

シカにつきましては、先ほどの計画（案）の中に反映しております。また、路網の整備や搬出についても計画の中の7項及び8項に記載しております。

また、ここには記載しておりませんが、東京都森林組合が主体でやっておりますけれども、施業の共同化、集約化等を実施しております。また、小規模所有者からの小規模な森林と一緒に施業することでコストの削減などにも努めているところでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきたいと思っております。

井上委員からの質問でございます。

「Ⅱ3（2）伐採立木材積」、「Ⅱ5（2）間伐立木材積」に関するものでございます。

「前回の森林計画並（やや減）が計画されておりますが、今期の計画に基づいた実施率はどの程度だったのでしょうか。林道開設に関しては、目標値に対して達成率が明記されております。スギ花粉対策により、東京都においては伐採量が増加するものと思っております。伐採に関する実施率について説明をお願いします」。

その下、2番でございます。「人工造林及び天然更新別の造林面積」。「前回の森林計画並（やや減）が計画されておりますが、上記と同じく今期の計画に基づいた実施率はどの程度だったのでしょうか。シカ食害により造林困難な場所も増えている」という

質問でございます。

恐れ入りますが5ページおめくりいただきたいと思います。別表の7というのがございまして、計画数量に対する実施率をまとめたものでございます。A4版の縦長のものでございます。資料7-2、後ろから2枚目でございます。

計画数量に対しての実施率ということでして、伐採立木材積、間伐立木材積、人工造林面積、天然更新面積という項目です。計画数量は計画期間ですから18年から27年度分の前半の5カ年間分でございます。実施数量は平成18年から22年度の集計といたしまして、平成22年度分につきましては推計値として集計したものでございます。

伐採立木材積につきましては計画数量の実施率でございますけれども、61%でございます。間伐立木材積については94%、人工造林面積については36%、天然更新面積については19%ということでございます。

続きまして、井上委員の質問の3番でございます。

「Ⅱ3(1)イ、立木の標準伐期齢に関する指針」、「Ⅱ4(1)イ、造林の標準的な方法に関する指針」、「Ⅱ5(1)イ、保育の標準的な方法に関する指針」でございます。

「標準伐期齢、植栽本数、育成単層林施業(基準)は一般的な針葉樹林、針葉樹人工林の柱材生産をもとにされている指針かと思えます。しかし、近年の材価低迷、特に国産材スギの低価格化の中で、住宅用柱材生産だけでない多様なニーズにあわせた木材生産が市場から求められているかと思えます。地球環境の問題を解決すべき時代にあり、今後も自然資源である木材の有効活用が重要であると思えます。今後の東京都における人工林施業としては、どのような製品を目標に市場のニーズにあわせた人工林管理をしてゆく見通しなのか、保育施業の指針とあわせて説明をお願いします」。

多摩地域の木材の需要につきましては、住宅用の柱材が主で、一部では土木資材の需要などがあり、今後も同様の見込みではあると思われます。

ただ、委員のご質問のとおり、今後、住宅用の柱などの建築材生産を目標としつつも、長伐期に向けて間伐を繰り返す中で、市場の需要にあわせた抜き伐りなどを行い、構造材や造作材、板材などを生産していくことが重要であると考えております。

計画書の20ページの上段をご覧いただきたいと思えます。

一番上に、伐木の選定方法及びその他の必要な事項とございまして、ここに、長伐期になったときの間伐の施業なども示しております。そうしたことから、今後、長伐期になったときの対応をできるものと考えております。

続きまして、井上委員の質問の4でございます。

「Ⅱ8(1)森林施業の共同化の促進」。

「林業の活性化に当たっては、境界の明確化とともに重要な課題だと思えますので、東京都の現状で今期の計画での達成状況及び今後の課題について補足説明をお願いいたします」ということです。

先ほども少し説明しましたが、多摩の森林には小規模所有者が多く、間伐等の施業がそれぞれ個別に行われており、森林施業における高コスト構造の一因となっております。そのため、都は平成21年度から新たに「森林循環再生プロジェクト」を開始し、

これは、事業主体は東京都の森林組合でございます。林道の整備については東京都の市町村でやっているわけでございます。林道を重点的に整備するとともに、モデル地区2地区80ヘクタールを選定いたしまして、あきる野市と日の出町でございますけれども、施業の集約を図っております。しかし、施業の集約を進める場合も、なんといっても森林所有者の理解とその同意を得ることが課題となっているわけでございます。

続きまして、5でございます。「II8(2)林業に従事するものの養成及び確保」でございます。

「東京都の森林を考える上で重要な課題と思いますので、東京都の現状および具体的な施策について、可能な範囲で補足説明をお願いします。若者の自然や林業への就労意欲の高まりが見られる中、木材価格低迷による長引く林業不況下にある事業体での雇用をどう確保するか、東京都内の林業技術の継承を考える上でも行政の果たす役割は大きいものと思います」。

回答でございますけれども、近年、森林組合を中心に、若手の林業労働者が採用されている事例が多くなっております。素材生産業など、不足する労働力については、一部他県から賄われております。

都の林業労働力対策につきましては、(公財)農林水産振興財団における林業労働力確保支援センターを中心にいたしまして、緊急雇用対策事業、緑の雇用担い手実施研修をはじめ各種の研修、また宿舍の借り上げ助成など行っております。平成22年度からは新たな事業といたしまして、森林整備のための地域人材育成、これも緊急雇用の一つでございますけれども、雇い入れて職場内研修を実施するというものでございますが、それを実施しており、現在8名の研修生が森林組合を含め四つの事業体で研修、または財団の集合研修を受けているところでございます。研修終了後には採用される見込みでございます。

また、本年度から新たに林業事業体強化育成事業というのを東京都が実施しております。入札参加等の相談、また法人化のための支援、林業機械レンタル料の助成などを始めたところでございます。

続きまして、1ページめくっていただきまして、久保田委員のご質問でございます。

「II3(2)伐採立木材積(別表3)」でございます。

「主伐の針葉樹伐採立木材積は25万2,000立方とされています。年単位では2万5,200立方です。他方、「東京の森林・林業」(平成21年版)によれば、平成20年度立木伐採面積材積の針葉樹人工林皆伐(多摩地区)は66ヘクタール、2万5,065立方となっています。

しかるに、東京都が行う花粉対策で、平成20年度の主伐契約面積は61ヘクタール

となっているので、この事業を除く針葉樹人工林皆伐の平成20年度立木伐採面積は10ヘクタールに満たず、したがって今回の森林計画の伐採計画は、木材確保の上昇を見込んだのか、あるいは今後10年はスギ花粉対策事業が続くことを前提とした計画数値として理解してよろしいのでしょうか」という質問でございますけれども、先ほど説明したとおり、現時点ではスギ花粉発生源対策事業の主伐事業を前提とした計画になっております。

委員の2番目の質問でございます。「Ⅱ5(2)間伐立木材積」でございます。

「『東京の森林・林業』によれば、平成20年度間伐実績は1,340ヘクタールとなっています。しかるに、環境局が行う間伐(森林再生事業)は、都が実施する間伐量のどのくらいの割合を占めているのでしょうか」。

環境局で実施している森林再生事業による間伐実績は、平成20年度の実績で434ヘクタールでございます。先ほどの1,340ヘクタールで割りますと、約3分の1ということでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、久保田委員の質問の3番目でございます。

「『東京の森林・林業』によれば、平成20年度立木伐採面積及び材積のうち、針葉樹人工林の皆伐と間伐をあわせると13万5,458立方となっている。ところが、同年度の素材生産は1万5,000立方であり、その数字は間伐の大半が伐捨て間伐であり、素材として搬出するのは採算が合わない状況にあると理解してよろしいのでしょうか」というものでございます。

回答でございますけれども、平成20年度に私どもが搬出に対して助成をしている実績でございますけれども1,991立方でございます。委員の質問のとおり、残りの大半は伐捨て間伐だろうと推測しております。

続きまして、大橋委員のご質問でございます。

「国の計画では、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の目標である1,300万炭素トンの確保に向け、一層の推進を図る必要性を地方公共団体や森林所有者などに求められているが、東京都の本計画では一行も書かれていない。

京都議定書そのものは陳腐化していると思うが、森林の果たす役割や多様な森林資源の整備を推進していく必要性などを入れておくべきではないか」ということで、先ほどご説明したとおり、計画の中に反映しております。

続きまして、2でございます。「国の計画もそうであるが、国産材(多摩産材)の利用促進のための方策、努力(義務)など具体的な施策が入っていない。

例えば、法令により木材の使用が間接的に制限されていると思われる条文などを抜き出し、改正への要請につなげる必要があるのではないか。少なくとも東京都の計画や市町村整備計画には、多摩産材の利用促進策を盛り込むべきである。

このことは森林法第1条の目的にも合致すると思うのだがどうか」ということで、先ほどのご説明でも、大綱の(8)に反映させていただきました。

続きまして、大橋委員の質問の3です。

「森林法（第4章土地の使用 第49条～第67条）では、所有権（外国人の制限）や土地の移転などの手続については書かれていない。海外資本による都内の森林（土地）の取得について、水資源や生物多様性の保全などを名目に土地取引の届け出を厳格化するべきである。その世論が北海道をはじめ各地で広がっている。

都の計画において、土地所有者の把握をきちんとする意味においても、取引の事前届け出制が必要な面積要件などを盛り込むべきではないか」ということでございます。

これも、都議会でも質問があって答えているものでございます。

東京都の調査では、「調査」というのは聞き取り調査でございまして、関係する市町村、また森林組合、また団体等に聞き取ったものでございますけれども、その結果、外資による森林買収の事実は今のところございません。

最近、北海道において外資による森林買収の事実が明らかになりました。これは、知事も答弁で答えていますけれども、本来、国が対応すべきものと考えています。

しかし、都では、今後、なお一層、市町村の協力を得て情報収集に努めていきたいと思っております。

委員のご質問の内容ですと、この計画の中に記載することについては、馴染まないのではないかと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木会長 諮問内容といいますか、多摩地域森林計画書（案）のご説明をいただきました。

計画書本体のご説明、あるいは、その背景となる全国森林計画の仕組みのご説明、そして既に30日間の縦覧期間で関係の市町村、あるいは森林管理局のご意見が特段なかったこと、そして、各委員からいただいた意見のこの計画書への反映の状況といったところをご説明いただいたところでございます。

それでは、ただいまから、このご説明を受けて、委員各位、どなたでも結構ですから、ご意見・ご質問等ございましたら、順次お願いいたします。何かございますでしょうか。

○竹内委員 一つは、先ほど説明のあった計画図で、森林区域から除外するのがありますよね。その中で、先ほど説明の中で市街化区域については極力除外するような話があったのですが、私どものところの地区内を見ましたところ、もう既に山でなくなっているところはいいんですけれども、今でも樹木があって、宅地とかになっていないところも一緒に除外ということになっているんです。

その辺、市街化区域内のわずかなところですけども、そういうところを指定するんじゃないかと、今まで指定してあって、現に緑があるところなんで残しておけばいいのではないかと思ったのですが。全体がそうだと思うんですけども、その辺をどういうふうに整備されているのかが1点。非常に小さな話です。

あと一つは、森林法の改正があるんですけども、その動きがよくわからないんですけれ

ども。

それで、先ほど京都議定書の話があったんですけれども、もう一つは、民主党政権になってダムをつくらないという話がありますと、堤防の整備で対応ということも言っていますけれども、山で流出量を減らすようなことも当然長期的にやらなければ、つじつまが合わないわけで、その辺のところは全体の中でどんな議論がされているのか教えていただければと思います。

直接これとの関係はないんですけれども、マクロでは関係が。

○鈴木会長 事務局あてのお尋ねかと思いますが、幾つかご質問がありました。

○植竹森林課長 市街化区域内の森林でございますけれども、これも現状が森林ではなくなったとか、そういうところもありますけれども、竹内委員のお話のとおり、森林で残っているところがございます。

そこにつきましては、ほかの法令、例えば都市計画法とか、そういったところで守っていただければいいのではないかと考えております。

それで、森林計画に入れると良い面と悪い面がございます、良い面は森林整備の補助金等が出るという反面、いろいろな規制もかかるわけでございますので、これについては、いろいろなご意見があると思いますけど、基本的には地元の市町村と調整しながらやらさせていただいておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○鈴木会長 あと一つ、二つ、お尋ねの中身があったかと思いますが。

○植竹森林課長 森林法の改正の内容ですけど。

○竹内委員 内容というか背景がわからないので。それと、ダムをつくらないということに関係があるのかないのか。

○植竹森林課長 会議次第の一番後ろをご覧いただきたいと思いますが。これは、去年の12月25日に政府が「森林・林業再生プラン」を発表しまして、それは10年後に木材の受給率を50%以上にしようということでございます。それを受けて、農林水産大臣が本部長になりまして検討委員会を立ち上げて、五つの検討委員会なんですけど、その最終をまとめたものでございます。

基本の一つは森林計画制度の見直し、適切な森林施業の確立からなる仕組み、こういった六つがございます。基本的には間伐、先ほどご質問がありましたけれども、現状間伐は伐捨て間伐が多いということですが、それを、国は、搬出しなければ補助金の対象になりませんということにしています。今までは個人が、例えば間伐の作業をやると補助金が出たわけですが、この答申の内容だと森林所有者じゃなくても結構ですけど、ある方が集約した計画を立てて、そこで間伐、またその搬出をするということをやると、森林所有者でない、実行した人に補助金いきます。

要するに、集約して、やる気のある方がその施業をした場合に補助金を出すという仕組みです。3番の低コスト化に向けた路網整備等の加速化というのがありますけど、これは、例えば、今まではいろいろな用途に使っていた林道を、これから開設する林道に

については「林業専用道」という名前にしまして、少し規格を落として、そういった単価を安くして、しかも崩れないような林道をもっと加速化して整備しようということ。林業については、4番については事業体の育成とか、一番下のフォレスター等の人材の育成というのは、ドイツ等外国では、国の役人が地域の森林を管理していて、例えば、「だれだれさんの森林を伐ったほうがいい」とか、「ここを間伐したほうがいい」とか、「林道を入れたほうがいい」とかという計画を、法律に基づいた位置づけでやっているという事例があるそうです。

それを見習って、個々の所有者だけではなくて、そういった「フォレスター」というような専門官を育成して、地域の森林の整備、または木材利用を統一的にやっていこうということで、そういった人材を育成しよう。

それについては、基本的には基礎的な自治体である市町村の計画を実現できるように、そういったフォレスターが助言・指導などもやっていこうという、そんな答申になっております。

- 保坂農林水産部長 要するに、この森林法が目指している改正の中身というのは、行ったのは11月30日ですか。

森林・林業に再生に向けた改革の姿というのが出ていまして、それを反映しているんですけども、今、市長がおっしゃった、ダムをどうこうするというよりも、10年後に木材の供給量を50%に上げようというのが、この趣旨になっていまして、むしろ、水源としての森林の機能よりは、木材をどうやって使うかという、そういったことが重点を置かれている内容になっているんですね。

- 竹内委員 森林法がよくわかっていないもので、あれですが。

だから、「森林」と言うので、全体かなと思ったら、どうも、林業というか、縦割りで、どっちかという、都でいえば産労局であって、環境局は入っていないという感じの、「森林・林業」なんで、林業的な視点からのあれが強いのかなという感じで、山全体を、森林そのものがどうかというのは余り考慮に入っていないような感じで受けとめていいんですか。

- 植竹森林課長 森林整備、間伐を主に重点的にやって、それで水源のかん養機能とか、そういうのを高めようということで、主伐というか、皆伐は余り念頭にはないようでございます。

ですから、うちの環境局がやっている森林再生事業というのは間伐でございますので、そういう意味では環境も含めて、両方ということです。

- 保坂農林水産部長 直接的には、水源どうこうというよりは、山の循環を平準化しようということなんです。

伐って使って、植えて育てるという、こういう山の循環を平準化していきたいということで、10年後には伐期を迎える山を徐々に伐っていこうと。使うことによって炭酸ガスを固定化して、植えて二酸化炭素を吸収していこうということが、今ここで求めら

れている姿になっているんです。

ですから、10年後に向けて林業再生プランというのを実行していこうという、そういう改革になっております。強いて言えば、それが山を守ることになって、水源だとか環境だとかというのに資するという。

ですから、市長がおっしゃるように、どちらかという、それは、環境側というよりは施業側から見た再生計画になっていて、結果的には山全体の環境に資する、あるいは木材を利用するということに資するという形の姿になっていると理解しております。

○竹内委員 ダムをつくらないということだから、それにリンクした考えがあって何かやろうとしているのかなと思ったのですが、残念ながら、そういうことではないということですか。

○保坂農林水産部長 結果的には、そういうことになっております。

○土屋委員 実は、林野庁の森林組合の検討委員会と、それから基本政策検討委員会にかかわったので、少し捕捉します。

基本的にはご説明のとおりで、どちらかという、木材生産を中心に考える、自給率を上げるということがあったのですが、そのときに、竹内委員からご懸念があったような、要するに公益機能の部分についてというのをどうするかというのは、実際に委員会の中ではかなり議論されて、その部分を担保するのは森林計画制度だということで、森林計画制度については、従前の、今ここで議論をしているものを比べると、もう少し検討内容というか計画内容が多様なものになっているのです。

その中で、例えば、今だと、3機能区分というのは国が決めて、必ずそれで森林を分けなくちゃいけなくなっているんですが、それも、ある程度、地域の事情に応じて、国の段階で3機能区分というのは廃止ということで、例えば、東京なら東京の事情に合わせた形で機能区分を考えると、地域森林計画レベルでは、恐らく可能になるんだと思います。

ですから、そこで、例えばダム機能の代替ということを考えることも、場合によってはできるのではないかと思います。

○小峰委員 今、再生プランの話が出ていますけれども、再生プランに伴って森林法の改正がされると思うんですけれども、そうするとこの計画もずれる、見直しをせざるを得ないということになると思うんです。それから、今も話が出ていましたけれども、利用間伐という話が出てきますと集約化の話も出てきますし、作業道の話も出てきます。

そういうことになると林道密度が一番問題になってくると思っております。次期の計画の中では、ぜひ、林道密度をもう少し上げていただかないと、新しい施業の方法ですとか木材需要に対応できないんじゃないかと思っております。

一番は、今回の計画の中を見ても林道密度の問題かなと。多分、事務局サイドでも、そういう認識はお持ちだと思いますけれども、その辺について聞かせていただきたいと思います。

それから、もう一点。先ほど、利用間伐をした者に補助金を出すと。要するに、農業と同じように所得補償するんだという言い方をしているんですけども、農業だったら1年で成果が出るわけですけども、林業の場合には30年、40年が最低ですよ。今の60年、80年という時代に、間伐の補助金を直接支払い制度だなんていうことで、本当にやっていけるのかという考え方があるんですけども、東京都の場合には再生事業もありますし、それから都単の補助事業もありますので、恐らく利用間伐だけがまだ対応できない場所があると思うので、次期の計画の中で、そういったものを配慮していただいた計画にさせていただきたいという希望があります。ぜひ、その辺はご配慮いただきたい。

○鈴木会長 今の2点のご質問に、事務局からの回答というかコメントはございますか。

○植竹森林課長 林道密度につきましては、前計画では計画の達成率が半分ぐらいということでございます。今期の新しい計画は予算上もある程度担保もされた数字でございまして達成は可能だということで、前計画の大体倍ぐらいの進捗率でやっていきたいと思っております。

あと、所得補償については、ここでは、すぐにはお答えすることができません。

○保坂農林水産部長 いずれにしても、今、小峰委員から発言があったように、もし、改正の方向が具体的になれば、また来年度こうした審議会を通じてお諮りしなければいけないと思っておりますけれども、先ほども申し上げた森林・林業再生に向けた改革の姿というのを読んでいくと、どうも東京の山をターゲットにしているのではなく、もっと大規模な、例えば群馬とか、ああいったところの山を想定してつくられている計画のように感じるんです。その辺を林野庁に、もう少し東京の山の実態を訴えながら、もう少し実行プランの中に落とし込んでおいてもらわないと、なかなか我々がこうすると言っても、馴染まないところが随所にあるんです。

ですから、おっしゃったことも踏まえて、来年度になるか、具体的なスケジュールになった場合は、また皆さん方からご意見を頂戴しながら、我々としても頑張って林道の整備もやらなくちゃいけないし、あれもこれもやらなくちゃいけない、課題ばかりですけども、人材育成もそのとおりですけども、やっていきたいと思っております。

○鈴木会長 ほかに、ご意見はございますか。まだ、ほかの委員からもご意見を頂戴したいと思いますが、今、出た話題から行きますと、例えば林道とかは計画があって、ある程度、補助金とか、そういう予算で補助事業という形があると思うんですが、それが、また一方では一括交付金とか、そういう仕掛けが少しずつ変わっているところもございましてね。このあたりについては従前と、実施のところが変わるということは何かありませんでしょうか。計画と実行とのつながりのところですが。

○植竹森林課長 国も、新制度ということで大まかな内容はブロック会議等で示しているんですけど、詳細はまだ示しておりません。予算がまだはつきりしません。

ですから、新しい森林整備の方法につきましても、いわゆる国の政策コンテストにか

けて550億ぐらい要求したと思っておりますけれども、そうしたらBランクになったんです。

ただ、その後、もとの金額が大幅にふえたということもありまして、どうなっているかわからないのです。たしか、今月の24日か何かに国の内示が出るということですので。それと、年明けには当然会議も持たれると思っておりますので、その辺で明らかになると思っております。

ですから、まだお答えできるような情報までにはなっておりません。

○小峰委員 だから、そういう時期で、この計画があれですから。タイミングが悪いですけど、しょうがないので、積極的にやってください。

○鈴木会長 よろしいでしょうか。じゃあ、ほかのご意見あるいはコメントはございますか。

○安藤委員 いいですか。今の会長のお話で、今回の交付金じゃなくて、今は農林水産省で、林道の一部が農道と一緒に交金になって交金になっていますよね。あれで、何か実態って変わった形があれば、そのところがあればお聞かせください。

○植竹森林課長 うちがかわっている交付金だと、港湾と水産と森林が一緒のものです。ただ、それについては非常に金額が小さいので、足し算したら分かりました。それがわからなくなるということになると、またそこで、東京都の予算当局とのやりとりが新

たに発生するのではないかと思っております。

ですから、国に聞いても「その中に入っている」というだけで、その額が確保されたかどうかというのが、担当でも「わからない」という言い方をしていますので。そうすると、入った時点で、またそこでかなりの調整が都の中で必要じゃないかという、そんな形になってくるかと思うんです。

○鈴木会長 ほかにお尋ねや、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

○土屋委員 この内容ではないんですが。私は初めて、こういう直接的に計画の審査のところに入ったんですが、計画というのは、これからあと、5年間、もしくは10年間のことで、例えば、このままだと、結構、計画を見ると、6番以降、21ページ以降ぐらいは、かなり森林・林業の取り扱いについて、いわゆる数字ではなくて、いろいろな、今後こういうふうにしていくという方針が書かれていますよね。

こういうことについて、先ほど井上委員の質問に対して、いろいろなことをご説明いただいたところですが、本来、これは質問に答えるというのではなくて、計画を立てて5年たったんだから、その計画はどうなったのかというのは、もともと資料として用意されるべきものではないか。

例えば、最後の進捗率とかも、当然それは計画なので、計画とどう変わったのかということがあって、それで次のが、じゃあどうなのかというのが、ふつうの計画ではない

かと思うのです。

なので、今後というか、これから審議会の場で、時間が少しかかるかもしれないですけども、そういう資料を用意していただいたほうが、多分、我々の理解もより増すんじゃないかと思います。これから先のことだけを書かれても、わからないところが私自身あるので。

○鈴木会長 今、幾つかご意見があったと思いますが。

○植竹森林課長 実は、この冊子にするときには、参考資料ということで前回の計画との実績を対照にしてつけておりますが、今回はそれが間に合わなかったということ。

○土屋委員 恐らく、そこで書かれているのは数値ですよ。

先ほど、少し申し上げたのは、21ページ以降ぐらいの6番、7番、8番のあたりというのは、もう少し、例えば、これから公益的機能の森林について施業はこうやっていきますとか、それから、26ページの8あたりだと、森林施業の合理化についてはこうやっている、林業労働についてはこうやっていきますというのが書かれていますね。これに対するのは、もう少し内容的にいうと、定性的な話があるんじゃないかと思うんです。

本来、これは、この計画の一番核の部分じゃないと思うんですけど、そういうところも少しご説明が事前にあったほうがわかりやすいと思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。

今、土屋委員がおっしゃった意見というか、私も同感する部分があります。ただ、事務方というか、行政の担当者としては、これからの将来の夢を語るというのが、この計画の本体なので、そここのところに力が入るというのは、もっともだとも思います。

ただし、私がこの立場で申し上げていいかどうかわからないけれども、研究者というか、そういう者からすれば、どういう経緯でこの計画に立ち至ったかということがそれなりに書いてあると説得力を増すということは申し上げたいと思うんです。それが一つ、土屋先生は前のとの比較というか、どう変わったかというのがわかるようにということなんです。自然環境を追っかけている私としては、実は5年ごとに立てている計画を、50年ぐらいさかのぼって、計画自身がどう変遷してきたか、それに伴って山の見方は、世の中はどう変わった、山はどう変わった。それで、それを踏まえて、今、一番いい計画はこれなんですよという、そういうのがわかるような資料というか、それをつくっていただきたい。土屋先生のご意見を私なりに解釈するとそんなふう思ったんですけども、何かあればよろしくお願いします。

○土屋委員 非常に難しい要求だと思いますけど。

○小峰委員 情勢だって変わっていますので。さっき言ったのは、農業でしたら1年で収穫できますよね。その段階で変えていけばいいわけ。林業の場合は、今は70年と言っているわけですから。今、現実に出てきている問題というのは、30年なり40年前に植えたものが今現実として出てきているわけですから。そのときの時代の背景と、

今とは変わっていますので、木材生産そのものが変わってしまって、利用の方法も変わってきているという中で、ある意味で将来に向けてどうするかということでしょうけれども、先ほど部長が言いましたように、具体的に言うと50%という中で、今回の計画をどう立てていくかことだと思えますけど。その辺の記述がきちっとしていればよろしいのかなど。

そういう意味では、先ほどの委員が、前の計画で掲げたことがどうなっているのかということ、どこかで整理した上で新しい計画を立てていくというのが必要なことだという気がしました。

○鈴木会長 ありがとうございます。どうぞ。

○大橋委員 そういう意味では、新しい森林法の改正とか、そういうことを待って新しい計画ができてくるんだと思えますけれども、これまでの国の計画は乱伐採というか、木材を輸入する以前の規制を中心に変遷してきたと思うんです。

だから、そういった意味では、計画そのものが、規制の計画が基本であって、さらに今は何が書いてあるかということ、長伐期ということで、僕から言わせれば、一言で言えば何もするなということが書いてあるわけです。

そうじゃなくて、これからの森林計画というのは、特に都道府県、市町村の計画が大事になるだろうと思えますけれども、森林の果たす役割とか、あるいは、新しい木材の利用の計画とか、そういう、今度は実際に使う側にとっての森林計画にしてほしいと思うんです。だから、ガラッと見方を変えて、規制の計画というよりも、これからの日本の森林を、あるいは地域の森林をどう活用するかという視点からの計画にしてほしいということだろうと思うんです。

したがって、そういう視点から、次の計画は、国の計画がどうであれ、ある程度自主性を持った都道府県の計画にしてほしい、市町村の計画にしてほしいと思うところです。

○鈴木会長 ありがとうございます。ですから、きょう審議しているこの計画はこの計画として、どうも世の中がいろいろ動いていて、また、もう一度これと似たような審議を、そう遠くない将来にすることもあるであろうと。だから、そこに向けて、ぜひ、ご担当のところは、皆さんのご意見を踏まえて、ご準備を始めていただきたいということだと思います。

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今いろいろと、この中身について、あるいはこの中身が触れていない部分についてのご意見を各委員からいただきました。この中身につきまして、これ以上お尋ねすることはないということかと思えます。

そういたしましたら、今回の諮問にかかわる多摩地域森林計画につきまして、原案のとおり承認するということがよろしゅうございますでしょうか。

(異議なしの声)

○鈴木会長 ありがとうございます。そういたしましたら、以上をもちまして本日の諮問案件の審議は終了しました。

これで、この委員会としての答申文の作成ということを行います。

では、事務局から答申文の（案）というものをお配りください。

（答申（案）配付）

○鈴木会長 お手元に配られたでしょうか。そういたしましたら、答申（案）について、事務局からお読みいただけますでしょうか。

○植竹森林課長 答申書（案）。

22東森審第1号。

東京都知事石原慎太郎殿。

平成22年12月2日付22産労農森第606号で諮問のあった事項については、下記のとおり答申する。

平成22年12月21日。

東京都森林審議会会長鈴木雅一。

記、多摩地域森林計画の（案）については適切であると認める。

以上でございます。

○鈴木会長 この答申（案）について、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○鈴木会長 ありがとうございます。ただいまご賛同が得られましたので、この答申（案）を本審議会の答申として決定いたします。

何か、事務局、さらにはございますか。

「（案）」のとれた紙が配付されるそうです。

（答申配付）

○鈴木会長 それでは、本日の予定していた議事は終了いたしました。

事務局から何か報告がございましたら、お願いいたします。

○植竹森林課長 特にありません。

○鈴木会長 それでは、議事次第で1号議案のほかに、その他というのがあって、その他というのがないということよろしいでしょうか。

今、幾つか、これから国の話が変わるとかということもあるやに思いますが、そのあたりは今の審議の中でもうご説明いただいたという理解でよろしいでしょうか。では、ありがとうございます。

それでは、本日の審議会の日程はすべて終了いたしました。委員の皆さま方には議事進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

（午後 4時43分 閉会）